

申 入 書

平成30年8月2日

〒047-0024

北海道小樽市花園4丁目17番3号

株式会社ソプラティコ

代表取締役 大 場 隆 志 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

貴社から平成30年4月16日に受領しました「「申入書」への回答」と題する書面を当法人にて検討いたしました。

貴社は、当法人が同年3月16日付け「申入書」において指摘した部分に変更を加えておられますが、以下のとおり、なお問題点が見受けられますので、本書にて再度申し入れます。

第2 問題点

1 会則第25条について

貴社は、会則第25条の但し書き部分を大きく変更しておられますが、その中には、「法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることがありません。」との文言が含まれています。

しかしながら、「会社が認める場合を除き」との定めは、会員の会費支払義務が減免されるか否かを貴社が任意に決定することができるという趣旨の定めであり、消費者契約法8条1項又は同法10条により無効となる可能性があります。今後施行される予定の改正消費者契約法8条1項では、事業者の損害賠償責任の有無や限度を決定する権限を事業者に付与する条項を無効とする旨が明記されており、この改正法からも、本条項の不当性は明らかです。

また、本条項にいう「法令の定め」がどのような法令を意味し、具体的にどのような場合に会費支払義務が減免されるのか、消費者たる会員にとって明確ではありません。「法令の定め…を除き、…軽減されたり免除されることがありません。」という定め方からすると、消費者が、極めて例外的な場合でない限り会費支払義務が減免されないものと誤解するおそれがあります。本条項は、消費者にとって契約の内容が明確かつ平易なものとはいえず、消費者契約法3条に照らして問題があります。

2 会則第27条(2)について

前記の会則第25条と同様に、「法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることがありません。」との文言が含まれています。

この条項も、前記の会則第25条と同様に、「会社が認める場合」と定める点について消費者契約法8条1項又は同法10条に抵触し、また、消費者契約法3条に照らして問題があります。

第3 申入れ事項

以上の次第ですので、会則第25条及び第27条(2)について、消費者契約法8条1項に抵触せず、かつ、消費者にとって契約の内容が明確かつ平易な条項へと改訂されるよう申し入れます。

本書面に対する貴社のお考えを、平成30年8月26日までに、当法人宛て

にご回答くださいますようお願いいたします。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容は、当NPO法人の活動目的のために公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以 上